

論点

1. 調査対象物質への追加及びその目的

「PFOS 及び PFOA」について、環境政策上の位置付けは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」とされている。

一方で、水道水質上の位置付けは、令和 8 年 4 月 1 日付けで水質基準として許容量が設定される。

現在、人の健康の保護に関する物質で、環境基準が設定されておらず、水道水質基準が設定されている物質は、一般細菌、大腸菌、消毒副生成物及び単独項目としての亜硝酸性窒素である。一般細菌及び大腸菌は物質ではなく、消毒副生成物は浄水処理に伴う物質として水道水質基準が設定されたものであることから、亜硝酸性窒素が「PFOS 及び PFOA」と類似している例と考える。亜硝酸性窒素は、調査対象物質の対象にせず、飲用指導のみの対象としており、その理由は、酸素共存下で容易に硝酸性窒素になるためである。

これらを踏まえると、

大阪府地下水質保全対策要領の目的の一つである「地下水汚染から人の健康を保護すること」及び、酸素共存下で容易に硝酸性窒素になる亜硝酸性窒素と異なり、地下水中で長期残留する性質を踏まえると、PFOS 及び PFOA について、水道水質基準項目に追加されることに伴い、調査対象物質に追加することが適当ではないか。

また、調査の目的は、環境基準は設定されていないが、汚染が確認された地下水の飲用による暴露から人の健康を保護するためとし、調査については、飲用による暴露防止の観点から、飲用指導のための汚染範囲の確認や原因の究明に必要な調査とすることが適当ではないか。

2. 発動基準の設定値

現行の発動基準は、過去の調査結果を確認した上で、汚染の拡がりやすさ及び人為的物質か否か等を考慮して設定している。PFOS 及び PFOA は、人為的物質であることが明らかであるものの、地下水における調査結果は限定的であり、地下水中の挙動は研究中の段階である。

また、追加調査の実施について、環境省が参考として示している調査契機は、「PFOS 及び PFOA が指針値（暫定）を超えて検出された場合」及び「超過が確認されていなくても近傍に排出源の存在が推定され、周辺地域における超過の蓋然性が高い場合」のみである。この排出源について、令和 5 年度全国における地下水調査のうち、指針値（暫定）を超過 186 地点において汚染原因を推定できたものは 5 件（9 地点）に限られ、ほぼ原因不明である。

以上から、

知見の蓄積ができるまでの間、発動基準は「水道水質基準」と同じ値（PFOS 及び PFOA の量の和として 50ng/L）で設定することとし、汚染原因を特定し対策を講じる実効性等の知見の蓄積後に、発動基準について改めて検討することが適当ではないか。

なお、「水質汚濁」の観点から調査する場合は、他の調査対象物質と同様、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）ではなく、令和 2 年 5 月 28 日付け環水大発第 2005281 号及び環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」付表 1 に定める方法を適用する。

3. 調査範囲

環境省が策定した「PFOS 及び PFOA に関する対応手引き」では、原則として、汚染が確認された井戸を中心とする半径 500m の範囲において調査することが示されている。

以上から、

PFOS 及び PFOA の環境中の挙動が明らかでない現時点においては、現行の調査対象物質と同様に、半径 500m の範囲を原則とすることが適当ではないか。

4. 対策

「PFOS 及び PFOA」に関して、使用・貯蔵にかかる届出制度はなく、排出規制も設けられていない。水質汚濁防止法（法第 14 条の 2 第 2 項）により、事業者に対し、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときの事故時の届出及び応急の措置を規定している。

この「人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるとき」を判断するための値は、水道水質基準の値のみであることから、飲用に供する地下水が水道水質基準を超えた場合には対象になると考えられる。

対策に関し、「PFOS 及び PFOA に関する対応手引き」では、地域の実情等を勘案して調査を実施した結果、目標値等を超過し、それが特定の原因によると疑われ、かつ、継続性があると判断される場合は、必要に応じて、排出源の特定のための調査を実施し、濃度低減のために必要な措置を検討することが考えられると示されている。

以上から、

飲用に供する地下水の汚染が確認された場合には、水質汚濁防止法による事故時の対応の他、「PFOS 及び PFOA に関する対応手引き」に沿って対応することが適当ではないか。

なお、環境基準及び排水基準が設定されていないことや PFOS 及び PFOA に係る科学的知見が国内外を問わず十分とは言えないことから、調査手法、発動基準、実効性ある対策について、引き続き科学的知見を集積し、検討を進めていくことが重要である。